

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

1. 求職（芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理士、モデル、マネキン）の申し込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1件につき 710円（消費税相当分を含む）を求職者から

但し、同一の求職者に係る求職の申し込み受理が1カ月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けしません。

2. 届出制手数料

届出制手数料に係る手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	710円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%以内 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

（注）この手数料表は、職業安定法第32条の3に基づき、令和2年3月16日に厚生労働大臣に届け出済のものです。

許可番号 13－ユ－080060

事業所名 有限会社 白 鳥

所在地 東京都杉並区梅里1－7－14 シャトー新高円寺403号

◆返戻金（制度）について

当社より常用目的紹介（の形態）で就職した求職者が求人者の都合による解雇以外の理由で入職日より6か月以内に離職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入職日より2か月以内に離職した場合
…………… 受領した紹介手数料の70%を返還する
- (2) 入職日より2か月以上就労し4か月以内に離職した場合
…………… 受領した紹介手数料の50%を返還する
- (3) 入職日より4か月以上就労し6か月以内に離職した場合
…………… 受領した紹介手数料の30%を返還する

許可番号 13-ユ-080060

事業所名 有限会社 白 鳥

所在地 東京都杉並区梅里1-7-14 シャトー新高円寺403号